

よくあるご質問にお答えします！

小学校・中学校

学務課学事グループ 電話：03（3981）1174

入学する学校・隣接校選択制度について

Q 区立小学校や区立中学校の通学区域はどのようになっていますか？

A 豊島区では、お子さんの就学に際して、住民基本台帳の住所により通学区域を設けて、就学すべき学校を指定しています。この学校を指定校といいます。通学区域についてはP80・81をご参照ください。

Q 区内で転居することになりました。指定校は変わりますか？

A 転居の時期に関わらず、転居により学区区域が変わる場合は、指定校が変更になります。学区区域については、P80・81をご確認ください。

Q 指定校以外の区内の学校に変更したい場合、どのような手続きがありますか？

A 新1年生に限り「隣接校選択制度」を利用し、指定校に隣接する学校に変更することができます。ただし、隣接校選択の受入れ枠を超えた場合には、抽選となります。抽選に当選しなかった場合は、指定校に入学となります。また、特別な事情により指定校以外の学校を希望する場合は、教育委員会が定めた基準により学校の変更が相当と認められ、受入れる学校の収容人数上支障がない場合には、指定校を変更できる「指定校変更制度」があります。

Q 隣接校選択制度のお知らせはいつ届きますか？

A 8月下旬ごろ、豊島区に住所のある来年度の新1年生の保護者あてにお送りします。

Q 兄(姉)が通学している、指定校ではない学校に入学させたい場合、どのような手続きが必要ですか？

A 隣接校選択制度の利用が可能な場合は、必ず、受付期間内に「隣接校選択希望申請書」を提出してください。ただし、隣接校選択制度の受入れ枠を超えて申請があった場合には、抽選となります。抽選により当選しなかった時は、兄（姉）が翌年度も希望する学校に在籍している場合、指定校変更許可基準に該当するため、指定校変更申請が可能です。
※ただし、学校の収容状況によっては、受け入れできない場合があります。

住所変更について

Q 豊島区外へ転出する場合、どのような手続きが必要ですか？

A 引っ越しなどで学区区域が変わる場合は、転校になります。現在通っている学校において発行される在学証明書・教科書給与証明書を持参し、転出先へ住民票を移動後、新たな市区町村の教育委員会で手続きをしてください。

Q 隣接校選択の申請受付期間後となる10月以降に転入が確定していますが、隣接校選択制度を利用することはできますか？

A 隣接校選択制度は申請受付期間内に住民票があり、申請書を提出した方しか利用することができません。なお、特別な事情により指定校以外の学校を希望する場合は、教育委員会が定めた基準により学校の変更が相当と認められ、受け入れる学校の収容人数上支障がない場合には、指定校を変更できる「指定校変更制度」があります。

Q 区内で転居することになりました。隣接校選択の希望申請書を提出しましたが、転居後も希望は有効ですか？

A 希望する学校の隣接学区へ転居した場合は有効となりますが、隣接学区外へ転居した場合は無効となります。

Q 現在、豊島区外に住民票があります。3月末までに豊島区に転入し、豊島区の学校へ入学予定です。どのような手続きをしたらよいですか？

A 転入時期と、転入先が確定したら、学務課学事グループへご連絡ください。必要な手続きをご案内します。また、入学前に準備する物などは、事前に入学予定の学校に確認してください。

〈小学校の場合〉

小学校入学予定者は、11月に就学時健康診断が実施されます。実施日時点で、住民票のある自治体の学校で受診してください。転入前の住所地で受診した場合、就学時健康診断の結果は、入学する学校に後日送付されます。また、就学時健康診断実施日以降に転入されてきた方は、入学前に学校長と面談をしていただきますので、あらかじめ、学校と転入予定日以後の面談日を調整してください。

Q 特別な事情により、豊島区以外の公立の学校に通学させたい場合、どのような手続きがありますか？

A 通学を希望する学校のある自治体の教育委員会へご相談ください。

Q 豊島区に居住していますが、事情があり、住民票を置くことができません。豊島区の学校へ入学することはできますか？

A 事情により、入学可能な場合があります。学務課学事グループまでご相談ください。

Q 3月頃転入予定です。2月に学校で実施される入学説明会は出席できますか？

A 入学が確実な方を対象とした入学説明会です。参加可能かどうかは、各学校にお問い合わせください。

私立学校等への進学について

Q 私立学校等への受験を考えています。区立学校へ行くか、私立学校等へ行くか、現時点では分かりません。隣接校選択の希望申請書を提出することはできますか？

A 隣接校選択制度は、申請受付期間中にしか利用することができません。区立学校に行く可能性が少しでもあるのであれば、申請書を提出してください。なお、私立学校等に入学が決まりましたら、私立進学が決定したことを区立学校へ連絡の上、学務課学事グループで必要な手続きをお願いします。

Q 私立学校等に入学することになりました。必要な手続きはありますか？

A 入学する学校が決定了ら、豊島区教育委員会からお送りした区立学校の入学通知書に、入学する学校の「入学許可（承諾）書」（※学校によって名称が異なります）を添えて、学務課学事グループへご提出ください。すぐに提出できないときや、提出が遅れるときは、必ず電話連絡の上、提出するようにしてください。
※同時に入学通知書に指定された区立学校にも連絡をしてください。

Q 私立学校等を受験しています。学校が決まるのが、「入学確認票」の提出期限後になります。「入学確認票」は提出した方がよいですか？

A 入学確認票は、入学することが確定したときに、学校へ提出してください。遅れる場合は、学校にいつ確定するかのご連絡をお願いします。

その他

Q ランドセルに指定はありますか？

A 豊島区指定のランドセルはありません。詳細は各学校にお問い合わせください。

Q 中学校の標準服に女子用スラックスはありますか？

A 全校にあります。詳細は各学校にお問い合わせください。

Q 入学前に必要なものの確認はいつごろどのようにすればよいですか？

A 2月頃、入学予定者を対象に、各学校において入学説明会が実施されます。その際、必要な準備等の説明が行われます。詳細は、各学校にお問い合わせください。

Q 学校参観週間や行事等の日程が合わず、利用できません。学校を見学する方法はありますか？

A 学校参観週間以外の日でも、学校の見学は可能な場合があります。見学を希望される場合には、各学校に直接お問い合わせください。

幼稚園

保育課 幼稚園グループ 電話：03（4566）2481
庶務課 教育施策推進グループ 電話：03（4566）2777

Q 区立幼稚園の新入園児募集はいつですか？

A 新入園児の募集は、毎年10月頃に行っています。募集時期については、豊島区のホームページや広報としまをご確認ください。年度途中からの入園については、ご希望の幼稚園に空きがある場合に、申し込みができます。申し込みは、保育課幼稚園グループで手続きをしてください。区内には西巢鴨幼稚園、池袋幼稚園、南長崎幼稚園があります。

【対 象 者】 豊島区に住所があり、現に居住している満4歳または満5歳の幼児

【定 員】 1学級30名（各園2学級）

【入園料・保育料】 幼児教育無償化により、無償となりました。（教材費などは別途費用がかかります。）

【教 育 時 間】 9時～14時

Q 区立幼稚園の預かり保育とはどのようなものですか？

A 区立幼稚園では、保護者の子育てを支援するため、教育時間終了後や長期休業日に希望する方を保育します。

【対 象 者】 区立幼稚園の在園児（希望者）

【時 間】 学 期 中：教育時間終了後～17時

長期休業中：9時～17時

【費 用】 一時利用者：日額500円（長期休業中利用：日額800円）

「保育の必要性の認定」を受けた場合、無償となります。入園後、ご案内いたします。

【申し込み】 お子さんの通っている幼稚園で直接お申し込みください。